

ネクストワン規約

第一章 総則

(名称)

第1条 当会は、ネクストワン（以下、「当会」という）と称する。

(本拠地)

第2条 当会は、本拠地を京都府八幡市岩田六ノ坪61番3-102号に置く。

(目的)

第3条 当会は、京都府、滋賀県、兵庫県、大阪府、奈良県、和歌山県に主要な会社・営業所・事務所を置く自営業者、経営者が人的交流および情報交流を通じて、メンバー相互の信頼関係を築き、ビジネスにおいて共通の目的を見出すことにより当会内外を問わずビジネスチャンスの創出を推進し、事業の円滑化、活性化及び発展を図るとともに、生涯を通じて交流できる仲間との出会い、メンバーの知識・能力・精神の向上を図り、もってメンバーの事業の成長発展に貢献することおよび関西経済の振興に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 当会は、前条の目的を達成するために定例会を月に1回開催する。

- 2 メンバーは定例会に参加しなければならない。
- 3 当会では、メンバーおよびゲストが政治活動、宗教活動、他の団体への勧誘目的での参加、名刺収集目的での参加、ネットワークビジネス営業目的での参加、迷惑営業・強引勧誘、職業を偽り交流会への参加を禁止する。なお、このようなことが見受けられたときは、倫理委員会・事務局の判断によりメンバーは注意勧告もしくは除名対象となることがあります、ゲストは以後の参加を断ることがある。

第二章 メンバー

(メンバー)

第5条 京都府、滋賀県、兵庫県、大阪府、奈良県、和歌山県に主要な会社・営業所・事務所を置く自営業者、経営者を原則とする。

- 2 ネクストワンのメンバーとしてふさわしい行いを心掛けるものとする。
- 3 メンバーは1人につき1名、倫理委員会の承認を得ることにより定例会における代理人を選任できることとする。

なお、定例会代理人申請を行うには、代理人受任予定者の事前の定例会へのゲスト参加、書面による申請、委任者と受任者が同じ会社であることを要する。

- 4 代理人受任予定者のゲスト参加費は 1500 円とし、代理人選任後は定例会については参加費不要とする。
- 5 定例会における代理人の参加は半期につき 2 回までとする。
- 6 夜会における代理人参加は第 5 条第 3 項の要件および手続きに限らず、夜会参加の 1 週間前に事務局に書面申請を行うこととする。

なお、夜会代理参加については当月夜会費を参加費とし、委任者との同席も可とする。

- 7 夫婦での参加については同じ会社の場合のみ認められる。
- 8 夫婦どちらか一方を正会員とし、もう 1 名は準会員となる。参加費は夫婦で ¥3000 とし規約は正会員に適用される。準会員には規約を適用せず、プレゼン等の発信も行えないものとする

(入会方法)

第 6 条 当会への入会方法は、以下の手続きによる。

- ・定例会にゲストとして参加する。
- ・事務局から入会についての説明を受ける。
- ・必要記載事項を記入した入会申込書を事務局へ提出する。

なお、登録する業種（カテゴリー）は、1 つとする。

・倫理委員会の入会審査を受け承認を得る。この時点では仮入会とする。

・仮入会承認後の最初の定例会後倫理委員より面談を行い承認を得る。

会費は仮入会の時点では 1 月分（当月分）のみ定例会時に支払うものとする。

・入会が承認されたのち速やかに（半期の残り全額分の）会費を納める。

- 2 入会を認められた者は、当会ホームページにメンバーとして掲載される。また、定例会名簿に掲載され、自己プレゼンの機会を与えられる。

なお、自己プレゼンの内容は、自己の業種（カテゴリー）に直接ないし間接的に関連するものとする。

- 3 メンバーは、毎月開催される定例会への参加義務がある。

- 4 メンバーは入会後に所属（会社名）及び業種（カテゴリー）等を変更する場合は、事務局に届け出ることとする。

(会費)

第 7 条 メンバーは、会費については 6 か月分を前払いとして、下記のとおりに定められた時までに会費を納めなければならない。「上期」「下期」の途中で入会したメンバーは、入会した月からその期の最後の月までの月数を 1 か月あたりの金額に乗じた会費を納めるものとする。ただし、ゲストとして参加した月が入会月となる場合は、翌月から起算する。

- ・毎年4月から9月分「上期」：4月定例会までに
- ・毎年10月から翌年3月分「下期」：10月定例会までに

- 2 当会の経費はメンバーの会費をもって充当する。不足が生じた場合には、別途徴収することがある。
- 3 会費は会計監査が管理する。
- 4 第7条第1項の会費を納める月に欠席等により会費を納められない者は、事前に会計監査に連絡のうえ、決められた日までに当会の口座に振込により支払うこととする。

(退会)

第8条 当会のメンバーは、事前に事務局に退会の意思を伝えたときは任意に退会することができる。

- 2 前納分の会費がある場合でも、退会月以降の会費について返金されない。

(資格喪失)

第9条 第6条の支払義務を履行せず、それに対して何の連絡もない場合はその資格を喪失する。

(欠席連絡等)

第10条 定例会にやむを得ず欠席する場合は、定例会の1週間前に事務局へ書面（公欠届）で届出する必要がある。**なお、定例会1週間前までに届出がない場合は、いかなる場合も欠席となる。**

- 2 届出後は、倫理委員会にて速やかに審議を行わなければならない。
- 3 倫理委員会が業務の都合上やむを得ない欠席と認められた場合は「公欠」とする。ただし、「上期」「下期」それぞれにおいて「公欠」が継続または断続が数か月に及ぶ場合などは、除名の対象となることがある。
- 4 欠席の事由が、メンバーの三親等以内の親族の慶弔による場合は公欠とする。但し、事前又は事後に公欠届を提出しなければならない。事後の場合は定例会終了後2週間以内とする。
- 5 **早退についても、公欠と同様の手続きを得る必要があり、倫理委員会の審議の上、場合によっては、除名となることがある。**

(忌引き等)

第11条 メンバーの親族（3親等内）が亡くなり、葬儀に参列又は準備等のために、定例会を欠席する場合は、公欠扱いとする。ただし、定例会当日までに、メンバーから事務局に連絡することを条件とする。

- 2 メンバーの親族（1親等内）が亡くなった場合、当会の会費から供花を贈ることとする。

ただし、メンバーから事務局に対し、親族（1親等内）が亡くなったことを申告した場合に限る。

- 3 供花の手配は、事務局が行うこととし、名札は「ネクストワンメンバー一同」とし、予算は2万円以内とする。
- 4 メンバーが亡くなった場合も前2項と同様とする。ただし、メンバーが亡くなったことをメンバーの一人が知った時点で供花を贈ることとし、メンバーの親族からの申告を条件とはしない。

（休会等）

第12条 定例会に以下の理由により2カ月以上の欠席が余儀なくされる場合は、事務局に診断書等を添付のうえ書面にて休会を申し出ることができるとしてする。

- ①出産
- ②病気等による長期入院・療養が必要な場合
- ③その他上記①②に類する事由が存在する場合

- 2 休会の申出後、倫理委員会にて速やかに審議を行うこととする。
- 3 倫理委員会において、休会がやむを得ないと判断した場合は、休会期間を定めたうえで、申出後の次の定例会より休会扱いとする。
- 4 休会期間中の既払いの会費は、復帰後に充当することとし、不足分があればその分だけを復帰後に入金することとする。なお、休会後に復帰せずに退会した場合は、既払いの会費については返還しないものとする。
- 5 休会期間を延長する場合は、その理由を書面にて申し出ることとし、倫理委員会にて審議のうえ延長を認めるかを判断することとする。なお、休会期間の満了を待たずに復帰する場合は、次の定例会の一週間前までに事務局に連絡すれば足りることとする。

（処分）

第13条 メンバーに対する処分は、下記のとおり注意勧告および除名とする。処分の決定はネクストワン規約に基づき倫理委員会が行い、執行部の承認を受けて、本人に通知する。

- ① 注意勧告
 - ・事前に申し出のない遅刻（集合時間は、午前6時30分）
 - ・会費納入の遅滞
 - ・定例会中の居眠り
 - ・度重なる早退
 - ・その他、倫理委員会が必要と認める場合
- ② 除名
 - ・度重なる遅刻

- ・無断欠席
- ・私的事情による「上期」および「下期」に各 2 回以上の欠席
- ・当会およびメンバーの名誉を毀損し、または法令およびこの規約に違反する行為をしたとき
- ・前号の注意勧告を行なっても改善の余地が認められないとき

2 倫理委員会は、前項 2 号において除名処分の対象となった者に対する面談等を行い、本人から事情聴取をしたうえで処分を決定するものとする。

第三章 役員等

(役員等)

第 14 条 当会には次の役員と置く。

会長	1 名	副会長	2 名	会計	1 名	監査	1 名
倫理委員会			5 名				
事務局			2 名				

2 前項のほか、広報担当、イベント・夜会担当など、運営に必要な役員を設けることができる。

3 会長・副会長・会計・監査・倫理委員会・事務局をもって執行部とする。

4 執行部並びに広報担当リーダー及びイベント夜会リーダーは、役員会を構成する。当会の運営に関する重要な事項に関しては、役員会において決議する。

5 執行部の承認をもって、役員会に上記メンバー以外のメンバーを追加することができることとする。

(役員の選任)

第 15 条 会長は、原則メンバーの互選により選出し、副会長及び会計監査は、会長が指名し、定例会にてメンバーの承認を得る。ただし、あらかじめ承認決議を行なう定例会へ参加するメンバーの 3 分の 2 以上の承認を得た場合は、前期の役員会において次期の会長ほか役員を選出することができる。

2 前項にかかわらず、会長・副会長・会計監査を除く役員については、積極的な立候補は妨げない。

(役員の任期)

第 16 条 役員の任期は原則 1 年とする。ただし再任を妨げない。

(役員の責務)

第 17 条 第 12 条 1 項の役員の職務は以下のとおりとする。

① 会長は、当会を代表し、会務を総括する。また、定例会の進行を行なう。

- ② 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは副会長が会長代理にあたる。
- ③ 会計監査は、当会の会計事務を行い、各期の会計報告を行なう。
- ④ 倫理委員会は、入会審査、注意勧告および除名の処分審査、メンバー間のトラブルに関する調整を行なう。
- ⑤ 事務局は、入会の案内、売上集計、メンバーへの連絡事務を行なう。

(相談役)

第 18 条 当会は、相談役を置くことができる。

2 会長より第 12 条 4 項の役員会への参加要請があった場合は、参加するように努めるものとする。ただし、前期会長を務めた相談役は、役員会へ参加しなければならない。

第四章 定例会等

(定例会等)

第 19 条 当会は、第 3 条の目的を達成するために、定例会および夜会を開催する。

2 開催日前には事前に Facebook 等において案内があるため、参加・不参加の意思表示を速やかにおこなうよう努める。

3 定例会には、当会の目的に賛同する者をゲストとして招待することができる。この場合は、招待するメンバーが次の内容を Facebook 等により事務局に事前に報告しなければならない。

① 氏名 (ふりがな) ② 事業所名 ③ 業種

(定例会)

第 20 条 定例会は、全メンバー参加を必須とする。開催は次のとおりとする。

開催日：毎月末の水曜日（12 月及び祝日の場合は、別途に決定）

時 間：午前 6 時 20 分から午前 9 時 00 分まで

メンバーは、午前 6 時 20 分に「メンバーミーティング」のため集合

ゲストは午前 6 時 30 分頃から入場開始

進 行：進行表に従い、会長が行なう。

「アフターミーティング」についてはゲストの退場後行うものとする。

「メンバーミーティング」から「アフターミーティング」までを定例会とする。

(夜会)

第 21 条 メンバーは、事前に倫理委員会の承認を得た場合を除き、夜会へは半期に 2 回以上は参加するものとする。半期に 2 回以上の参加ができなかつたメンバーは、倫理委員会がヒアリングしたうえで、参加できない事情によっては、除名となる場合がある。

なお、開催日及び時間については、メンバーの意向を踏まえて適宜変更することを妨げない。

開催日：毎月第2水曜日（12月は「忘年会」とし、別途案内を行なう。）

時 間：午後7時00分から

会 費：その都度、実費を徴収する。

（イベント等）

第22条 定例会および夜会以外に、第3条の目的達成のためにメンバーおよびメンバー家族等を対象としたイベント等を開催することを推奨する。

2 メンバーは、前項のイベント等に積極的に参加するよう努めるものとする。

（その他）

第23条 この規約に定めるもののほか、当会の運営について必要な事項は、その都度に役員会およびメンバーとの協議のもと定める。

（付則）

1. この規約は、平成30年4月1日より施行する。
2. 第12条1項を一部改定 この規定は平成31年4月1日より施行する。
3. 第2条の本拠地を変更 この改定は平成31年4月1日より施行する。
4. 第10条4項を追加 この規定は令和1年8月5日より施行する。
5. 第5条3項および4項を追加 この規定は令和1年9月9日より施行する。
6. 第5条5項及び6項追加、第6条1項改定、7条1項一部改定及び4項追加、第8条一部改定、第11条一部改定、第12条一部改定、第16条1項一部改定、第18条一部改定、第19条一部改定、この規定は、令和2年12月1日より施行する。
7. 第6条1項、2項一部改定及び4項追加、第12条一部改定、この規定は令和3年4月1日より施行する。
8. 第5条7.8項追加、第6条1項改定、第12条一部改定、第18条一部改定 この規定は令和4年4月1日より施行する。
9. 第11条を追加 この規定は令和5年4月1日より施行する。
10. 第11条（忌引き等）を追加 この規定は令和5年7月27日より施行する。
11. 第10条1項一部改定、同条5項追加、第14条1項及び3項一部改定、同条5項追加、第20条一部改定、第21条一部改定 この規定は令和7年6月1日より施行する。

(別表第一)

第10期 役員一覧

会長	宮崎 寿裕	みや壽
副会長	室島 聰	西和ホーム株式会社
副会長	小山 英恵	クレイハピィネイル
会計	小山 敏	小山敏税理士事務所
監査	木村 美智子	(株) Kimuraya
倫理委員	安田 智貴	スクナヒコワイン
	丈達 真人	株式会社イー・ヴィー・ピー
	大西 洋至	大西洋至法律事務所
	松田 大蔵	(株) 昭和商会
	佐口 佳恵	滋賀県議会議員
事務局	中村 康二	アドバンスガレージ
	山田 憲之	Progress 株式会社
任 期		令和7年4月1日より1年間とする。